

品川区重症心身障害者等通所事業実施要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日区長決定

要綱第 133 号

改正 平成 27 年 7 月 21 日部長決定

要綱第 443 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日区長決定

要綱第 82 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日区長決定

要綱第 119 号

改正 令和 7 年 7 月 15 日区長決定

要綱第 197 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅の重症心身障害者および医療的ケアが必要な障害者（以下「重症心身障害者等」という）ができるだけ長い間、家族とともに地域社会の中で暮らすことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の生活介護（以下「生活介護」という。）を行い、通所の方法により地域生活を送る上で必要な支援および家族等への援助を行うことで、重症心身障害者等の福祉の向上を図るために必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 品川区重症心身障害者等通所事業（以下「事業」という）の実施主体は品川区とする。ただし、直接処遇に関することは委託することができる。

(実施場所)

第 3 条 事業の実施場所は、品川区八潮 5－3－8 とする。

(実施基準)

第 4 条 事業は、生活介護を実施することにより行ない、この要綱に定めるもののほか、「東京都重症心身障害児（者）通所事業等実施要領」（26 福保障居第 3182 号。以下「都重心実施要領」という。）に基づき実施する。

(事業の内容)

第 5 条 事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 地域社会の中で生活していく為に必要な日常生活動作訓練
- (2) 保持している運動機能の低下防止のための訓練
- (3) QOL を高めるための日中活動プログラムの提供
- (4) 入浴サービスの提供
- (5) 昼食の提供
- (6) 医師の指示のもとに行う看護師または介護福祉士、社会福祉士

及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 10 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者による医療的ケアの実施

（７）家庭における療育等についての保護者からの相談に対する助言および指導

（８）医療的ケアを必要とする障害児者およびその家族に対する相談支援

（対象者）

第 6 条 事業の対象者は、区内に住所を要する 18 歳以上の在宅の重症心身障害者等で、歩行が不可能であり、障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な者のうち、次のいずれかの要件に該当する者とする。

（１）都重心実施要領 別表 3 に該当する者

（２）相当の介護を要する医療的ケアが必要な者

（３）区長が利用を適当と認めた者

（利用定員）

第 7 条 利用定員は次のとおりとする。

（１）前条第 1 号に該当する者が事業を利用する場合の利用定員は、一日につき 6 名までとする。

（２）前条第 2 号および第 3 号に該当する者が事業を利用する場合の利用定員は、法第 36 条第 1 項の規定に基づき区が東京都に申請した生活介護の定員から前号に定める利用定員を差し引いた人数とする。

（通所日数）

第 8 条 一人当たりの通所日数は、利用希望者の人数に応じ、年度毎に定める。

（利用時間）

第 9 条

（１）利用時間は、送迎時間を除く、概ね午前 9 時～午後 3 時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（２）前号の規定に関わらず 1 名に限り、保護者の就労に伴い午後 5 時まで利用時間を延長できる。

（休業日）

第 10 条 事業の休業日は次のとおりとする。

（１）土曜日および日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（３）1 月 2 日、1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

（４）その他、区長が必要と認める日

（利用の制限）

第 1 1 条 次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、対象者は事業を利用できないものとする。

- (1) 利用しようとする者が伝染性の疾患を有するおそれがあるとき。
 - (2) 利用しようとする者が疾病及び身体上の状況により通所が困難なとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。
- (健康管理)

第 1 2 条 利用者の健康を管理するために次のことを行う。

- (1) 利用者の健康状況の把握
 - (2) 嘱託医による定期的な検診および相談の実施
 - (3) 利用者の使用する設備や用具の衛生管理の徹底
- (医療的ケアが必要な者の利用)

第 1 3 条 第 6 条第 2 号に定める医療的ケアが必要な者の事業の利用については、対象者の主治医、嘱託医および管理者の意見を聞き、区長が可否を決定する。

(個別支援計画)

第 1 4 条 利用者の個別の支援にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
 - ① 作成にあたっては、利用者およびその家族とともにを行い、利用者の意向が適切に反映されるよう努めるものとする。
 - ② 計画書には、利用者の必要とする支援の内容および支援を提供する上での留意事項を記載するものとする。
- (2) 個別支援計画に基づく支援の実施
 - 個別支援計画の実施については、計画に基づいた適切な支援が実施されるよう努めるとともに、定期的かつ必要に応じて、モニタリングを行い、見直しを行うものとする。

(支援の記録)

第 1 5 条 事業を実施する際、利用者の支援記録および健康管理記録を作成し、利用者の退所後 5 年間保存するものとする。

(サービス利用契約)

第 1 6 条 事業を利用しようとする者は、区長との事業利用契約（以下「サービス利用契約」という。）締結前に区が定める実習を行わなければならない。

2 区長は、実習終了後、事業を利用しようとする者の主治医および嘱託医、管理者の意見を聞き、サービス利用契約締結の可否を決定する。

3 事業を利用しようとする者は、サービス利用契約締結までに次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 心身状況票（主治医の医療情報提供書または指示書）
- (2) 障害福祉サービスにかかる障害福祉サービス受給者証（以下、

「受給者証」という)

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

4 区長は、事業を利用しようとする者に対し、サービス利用契約の内容および事業の履行に関する重要な事項を説明しなければならない。

5 区長は、前各項に規定する手続き終了後、事業を利用しようとする者とサービス利用契約を締結するものとする。

(利用期間)

第17条 事業の利用期間は、契約の日から契約の日の属する年度の末日までとする。

(利用の中止)

第18条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止することができる。

(1) 利用者が、虚偽の申込その他不正な手段により契約したとき

(2) 利用者が、第11条第1号または第2号のいずれかに該当することとなったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他区長が不相当と認めたとき

(利用者負担金)

第19条 事業の利用にあたる利用者の負担金は、受給者証記載の利用者負担金とする。

2 課外活動等に伴う経費、創作的活動等の材料費の実費相当額は、利用者負担とする。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年8月1日から適用する。